

富山大学学術情報リポジトリ運用指針

平成 19 年 2 月 8 日

平成 23 年 1 月 14 日改正

附属図書館運営委員会了承

(目的)

第 1 富山大学（以下「本学」という。）において運用する富山大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用はこの指針の定めるところによる。

(定義)

第 2 この指針において「学術情報リポジトリ」とは、本学において作成された学術成果を収集し、電子形態での蓄積・保存を行い、学内外に無償で公開することをいう。

(提供者)

第 3 リポジトリに学術成果を登録できる者（以下「提供者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある役員、教職員及び指導教員が推薦する大学院生
- (2) その他、附属図書館長（以下「館長」という。）が適当と認めた者

(登録対象)

第 4 登録対象となる学術成果は以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 学術的な研究の成果であること（別表 1 を参照）
- (2) 提供者がその主要な部分を作成したもの
- (3) ネットワークを通して公開できること

(登録)

第 5 提供者は、リポジトリに自らが作成したもしくは作成に関わった学術成果を登録することができる。また、提供者の依頼を受けて、附属図書館が代行して学術成果をリポジトリに登録することができる。

(学術成果の利用)

第 6 附属図書館は、以下の方法により、リポジトリに登録された学術成果を利用する。

- (1) 学術成果を複製し、リポジトリシステムに蓄積・保存する。
- (2) ネットワークを通して不特定多数に無償で公開する。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

(著作権と利用許諾)

第 7 学術成果の公開にあたっては、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 学術成果の著作権が提供者のみに帰属している場合は、提供者は、附属図書館に対し、

第6に掲げた利用を無償で許諾する。

- (2) 学術成果の著作権が提供者を含め複数の者に帰属している場合は、提供者は、第6に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。
- (3) 学術成果の著作権が提供者以外に帰属している場合は、提供者は、附属図書館に対し、第6に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならないが、附属図書館にその作業を代行させることができる。なお、著作権者があらかじめ許諾の意を示している場合はこれを要しない。
- (4) 学術成果がリポジトリに登録された後も、著作権は附属図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。
- (5) 附属図書館は、学術成果を利用する者に対し、私的使用目的での複製や引用等をする場合、著作権法を遵守するよう周知する。

(学術成果の公開解除)

第8 附属図書館は、以下の場合にリポジトリに登録された学術成果の公開を解除することができる。

- (1) 提供者が、理由を付して公開の解除申請を行い、館長がそれを承認した場合
- (2) 知的財産基本法などの国内法、富山大学学則、富山大学職員就業規則等に照らし、公開が不相当であると館長が判断した場合

(免責事項)

第9 リポジトリに登録された学術成果を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、本学は一切責任を負わないものとする。

第10 リポジトリのシステム管理及び運用上の事務は附属図書館において行う。

附 記

この指針は、平成19年2月8日から適用する。

附 記

この指針は、平成23年1月14日から適用する。

別表1

学術成果の区分
<ul style="list-style-type: none">・ 学術雑誌論文・ 博士学位論文・ 図書・ 紀要論文・ 研究成果報告・ 会議発表資料（学会発表、講演会等）・ データベース・ 教材・ ソフトウェア・ その他（教育・研究成果）